

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の慶弔に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程の対象者は、次の者とする。

2 本会の理事、監事、評議員及び職員（臨時職員等を含む。）

3 前項に掲げる職員の実父母、同居の義父母、配偶者及び子

(慶弔等)

第3条 慶弔等は、次のとおりとする。

2 前条に掲げる者が死亡したときは、次のとおりとする。

(1) 前条第2項に掲げる者

香典 1万円

生花 一对

(2) 前条第3項に掲げる者

香典 5千円

3 前条第2項に掲げる者が、傷病により2週間以上入院したとき、又は不慮の災害の場合。

見舞金 5千円

4 前条第2項に掲げる者のうち、職員の結婚、子女誕生のとき。

祝い金 1万円

(返礼)

第4条 対象者は、前条に定める金品を受けたときは、その返礼は一切行わない。

(慶弔等の連絡)

第5条 関係者は、第3条に定める事項が発生したときは、速やかに本会事務局に連絡するものとする。

(経費)

第6条 この規程により支出する慶弔等の経費は、法人運営事業の区分会計より支出する。

附 則 この規程は、平成16年11月11日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。